

原著論文

我が国におけるアスレティックトレーナーの制度化に関する研究 ～制度の変遷に着目して～

馬場 宏輝

Hiroki Baba: A study on institutionalization of athletic trainer's in Japan - see the transition of the system - . Bulletin of Sendai University, 42 (2) : 69-77, March, 2011.

Abstract: The purpose of this study considers the Japan sports association(JASA)'s athletic trainer from the viewpoint of "a system" and "the qualification", and it is to contribute to the establishment of the Japanese athletic trainer' s system.

The JASA' s sports instructor system is a frame of the non-inflation qualification, but JASA' s athletic trainer is strong in a characteristic as the inflation qualification. I concluded that an athletic trainer' s system was necessary to protect a characteristic as the inflation qualification.

In addition, the system design that the system protects the right of the qualified person, and coordinate the interest of the party intersted mutually is necessary. Therefore, in a system, I showed a viewpoint to constitute a system to guarantee high ability.

Key words: qualification, institutionalization, trade association

キーワード: 資格, 制度化, 職能団体

I. 緒言

1. 問題の所存

日本におけるトレーナーは、戦後の日本プロ野球の発展に伴ってマッサージ師等がトレーナーとして活動していた。村井(1999)によると、1964(昭和39)年開催の東京オリンピックにおいては、トレーナーが不在の国のために、東京都が医療資格を有するものなどを集めて講習会を開催し大会に備えたという記録も残っている¹⁾。トレーナーという名称は古くから用いられていた。しかし、トレーナーという名称や職域に統一の見解があったわけではなく、マッサージ師や鍼灸師、理学療法士等の有資格者が、各チームや団体・派遣母体などから総称してトレーナーと呼ばれて活動していたようである。

アメリカでは、1950(昭和25)年に、全米アスレティックトレーナーズ協会(National Athletic Trainers Association, 以下「NATA」)が設立され、1970(昭和45)年からNATA-ATC(Athletic Trainer Certified)の資格認定が始まっている。

日体協公認アスレティックトレーナー(以下、「JASA-AT」)の資格認定は、1994(平成6)年に日体協公認スポーツ指導者制度²⁾(以下、「公認スポーツ指導者制度」)の一資格として始まり、2010(平成22)年10月1日現在で1,493名が登録している。筆者が、アスレティックトレーナー(以下、「AT」)の中でもJASA-ATに興味を持つのは、JASA-ATという資格が「公認スポーツ指導者制度」の一資格として位置づ

けられているからである。

馬場ら（2007）は、JASA-ATの養成に関して「アスレティックトレーナーの養成がはじまって10年が経過し、公認のアスレティックトレーナーが誕生したということと、アメリカではなく日本でアスレティックトレーニングを学ぶ統一見解のカリキュラムが広まってきた、ということの2点が、日本のスポーツ界にとってドラスティックな出来事としてあげられよう」と述べた³⁾。JASA-ATの資格認定が始まったことを、「AT制度」が制定されたと述べる関係者が多いが、本当にAT制度は存在するのだろうか。JASA-ATが制定されたことを、広義に解釈して「AT制度」と呼ぶことは可能である。しかし、狭義に解釈すると、「公認スポーツ指導者制度」の中の一資格として「JASA-AT養成事業」が行われているにすぎず、「AT制度」という明文化された制度は存在しないといえる。

2. 先行研究

ATに関する先行研究としては、山本（2002）の「日本体育協会公認アスレティックトレーナー制度」⁴⁾がある。これは、JASA-ATという資格そのものや、カリキュラム・資格取得方法を紹介したものであるが、ATが制度としてどのような問題を抱えているのかについては明らかにしていない。資格制度の研究としては、柳田（2004）の「イギリスにおける資格制度の研究」⁵⁾がある。分析概念に「標準化」を導入し、資格の評価の原理を研究の中核とし、資格制度は「資格に関する制度」と定義した。制度は「相互に作用しあう要素の集合」と定義するに止まり、資格と社会との関わりを論じたものではなかった。

3. 研究目的

本研究においては、公認スポーツ指導者制度とATやJASA-ATの変遷を「制度」と「資格」の視点から分析することで、公認スポーツ指導者制度の中にJASA-ATが位置づけられることが何を意味するのか、AT制度を制定するということは何を意味するのかを明らかにすること

が目的である。

つまり、スポーツ界におけるJASA-ATの有用性や貢献度を明らかにするのではなく、公認スポーツ指導者制度の一資格であるJASA-ATが、社会における「制度（システム）」として機能するためには何が必要なのかを、これまでの制度の変遷と資格の性格や特徴から導き出すことが本研究の中核的な課題となる。その上で、日本における「AT制度」の整備・制定に具体的な示唆を与えることが本研究の目的である。

4. 制度とは

広辞苑よると制度とは、「制定された法規、国のおきて」もしくは「社会的に定められている、しくみやきまり」とある。

具体的には「議会制度」「医療制度」「社会保障制度」「年金保険制度」「医療保険制度」「介護保険制度」「教育制度」をあげることができる。「社会保障制度」は、「社会保険」「社会福祉」「公的扶助」及び「公衆衛生」の4つの部門から成り立つ。「社会保険」は、「社会保障制度の一部門」であり、社会保障制度は、社会保険制度の上位概念であるといえる。「社会保険制度」には、「年金保険制度」「医療保険制度」「船員保険制度」「特別障害給付金制度」があるように、制度には上位概念と下位概念が存在する。また制度とは時代背景や時代の変化に伴って修正・変更される。

制度を広義に捉えるとするならば、何らかの仕組みやきまり・ルールが定められたことをもって、それを「制度」と呼ぶことができる。しかし狭義に捉えるとするならば、法に定められた「権利」や「義務」、「遵守すべき事柄」により定められたものを「制度」と呼ぶこともできる。現在の公認スポーツ指導者制度は、直接的には法律に定められたものではないことから、本研究で用いる「制度」は、「法によって規定されたものではないが、社会関係を円滑にするために、集団の構成者や、その代表者によって規定されたものを、集団の構成者が了承し、集団の中で拘束力を持つもの」と定義する。社会における制度とは、集団の構成者が持つ権益を守り、構成者相互の利害を調整するべきものである。その為には、構成者全員が了承する形

で規定を定め、遵守する必要がある。

5. 用語の定義

本研究においては、「資格」を「教育・雇用」を背景に独占業務を軸とした、資格を活用する場面が想定でき、有資格者が増えることで資格の価値が相対的に低下する資格（インフレ化を懸念する資格、以下「インフレ資格」）と、「生涯学習社会・自己実現社会」を背景に個人の興味・関心を軸とした、資格の活用方法は個人に起因する、有資格者が増えることに意味のある資格（インフレ化を懸念する必要のない資格、以下「非インフレ資格」）とに定義する。

II. 公認スポーツ指導者制度と JASA-AT

1. 日本型雇用慣行と AT

一般的な日本型雇用慣行は、高度経済成長期以降「終身雇用」「年功賃金」「職場内教育」であり、これらは「年度初め新卒一括採用」を前提としている。この日本型雇用慣行は、最終学歴と就職が深い関係を持っているという特徴がある。

また、日本型雇用慣行としての職場内教育は、採用時には、専門的な知識や能力・資格をそれほど期待しているわけではないということの意味する。業務遂行に必要な知識や能力は就職してから身に付けるのが一般的である。

ATという職は、資格による業務独占や名称独占ではないことから、資格を有していなくても就労することも名のあることも可能である。一方で、ATという職は、単に知識や技術があるだけでなく、経験に裏付けられるような実力・能力・応用力等が求められるものであり、「年度初め新卒一括採用」という日本型雇用慣行に馴染みにくいという特徴がある。つまり、JASA-ATという資格を取得して大学や専門学校を卒業しても、ATとして終身雇用で働ける職場に新卒で就職できる機会はほとんどないということである。

2. 公認スポーツ指導者制度と JASA-AT 養成事業

1) スポーツ指導者の制度化と JASA-AT 養成事業の開始

日本におけるスポーツ指導者の代表的な制度は、日体協公認スポーツ指導者制度である。

1964（昭和39）年に開催された東京オリンピック大会での競技者の育成・強化のノウハウを全国に知らせるという趣旨から、1965（昭和40）年にスポーツ指導者養成講習会を開始した⁶⁾。当時時としては唯一のスポーツ指導者資格である「スポーツトレーナー」養成の始まりである。このスポーツトレーナーは、現在のJASA-ATとは異なり、位置付けとしては、競技（種目）横断的な競技力向上指導者である。この段階では、人材育成としてのスポーツ指導者養成が主な目的であり、資格認定を目的としたスポーツ指導者制度として制定されたわけではない。

公認スポーツ指導者制度が制定されたのは、1977（昭和52）年である。公認スポーツ指導者制度は、競技力向上に止まらない、スポーツの普及・振興を加味して制度化された。指導者の役割に応じた資格認定と指導体制の確立を目的として、加盟団体と協力し制定されたものであり、共通科目と競技（種目）別の専門科目を学ぶ、スポーツ指導員、コーチ、上級コーチの養成を開始した⁶⁾。現在の公認スポーツ指導者制度の原型となるのは、1988（昭和63）年に改定された公認スポーツ指導者制度である。この制度改定は、生涯学習社会を背景とした、民間技能審査事業認定制度による、1987（昭和62）年文部大臣告示の「社会体育指導者の知識・技能審査事業」がベースとなっている。

河野（2007）は、AT養成の契機を「1992（平成4）年のバルセロナオリンピックである」と述べている⁶⁾。国際競技力向上には、ドクターやコーチの他にATが必要であり、AT同士、またATとドクターやコーチが共通の認識や用語を用いて活動するには、ATの体系的な育成カリキュラムが望まれたという。日体協によって、JASA-ATの役割は「スポーツドクター及びコーチとの緊密な協力のもとに、競技者の健

健康管理、傷害予防、スポーツ外傷・障害の救急処置、アスレティックリハビリテーション及びトレーニング、コンディショニング等にあたる」⁷⁾と定められ、医療系資格等の有資格者に限定せずに取得できる資格として、1994（平成6）年に日体協独自の公認スポーツ指導者資格として資格認定が始まった。その後、1998（平成10）年には、「社会体育指導者の知識・技能審査事業」の一資格として事業認定された。

JASA-ATの資格設立当初は、プロスポーツ等ですでに実績のあるトレーナーに移行措置を行い、新規養成については、ハードルを高く設定してトレーナーのレベルを高く保ち、安易に資格を取得できなものにしたという。トレーナー養成のハードルを高くした理由として、河野（2007）は「当時のトレーナー活動は職域としての認知度は高まってきていたものの、数多くのトレーナーが生活していくことができるほど職業として確立していなかったことがある。ハードルを低くし粗製乱造することは、制度で位置づけた有資格トレーナーの価値を下げってしまうという危機感もあった。発足当時、ハードルの高さにはさまざまな批判があったが、関係者のコンセンサスを確認しつつ批判に屈することなくレベルを保つことに力が注がれた」⁶⁾と述べている。

JASA-ATの資格制定は、オリンピック競技大会・国際競技力向上を契機としたものであったが、制度化される過程で、社会体育指導者に位置づけられ、専門性は高いが職や特定の業務に結び付き難い資格という位置づけになった。言い換えると、非インフレ資格に包含されたインフレ資格という位置づけである。

2) AT 制度の変遷

ATの変遷を制度の設立過程という視点から以下のように整理することができる。

第1段階は、トレーナーという存在が、コーチから機能分化し、専業し始めたということである。さらにトレーナーの中でも、コンディショニングコーチ、フィジカルコーチ、ストレングス&コンディショニングコーチ等々と区別され、ATという名称が用いられるようになって

たことが、ATの制度化の原点と捉えることができるだろう。

第2段階は、アメリカでNATA-ATCの資格認定がはじまり、日本人もアメリカで体系的なアスレティックトレーニングを学び、ATの資格を取得できる機会が生まれたことである。さらに、日本においても日体協がJASA-ATの養成をはじめ、日本で体系化されたカリキュラムでアスレティックトレーニングを学び、資格を取得する機会が生まれた。独学ではなく、体系的なカリキュラムによりアスレティックトレーニングを学び、資格を取得する機会が生まれたということは制度化の過程で大きな出来事といえよう。

第3段階は、公認スポーツ指導者制度に基づく一資格としてのJASA-AT養成事業が、「社会体育指導者の知識・技能審査事業」として事業認定されたことである。公的資格付与として、国家資格ではないが、国が認めた唯一のAT資格となったことは、資格と制度の社会的信頼性という点では大きな進展といえよう。

第4段階は、公的資格付与がスポーツ指導者資格に限らず全て廃止され、国が認めた唯一のAT資格は存在せず、トレーナーに関する資格が認定団体も含めて多様化したことである。この公的資格付与の廃止によって、検定ブーム等の資格を取り巻く社会的な背景も変化し、国が認めた唯一のAT資格が存在しないことから、資格認定をもって制度と呼べる段階ではなくなった。JASA-AT以外にも、ジャパン・アスレティックトレーナーズ協会認定AT、NSCA-CPT（パーソナルトレーナー）、日本トレーニング指導者協会認定トレーニング指導者、専門学校が独自に認定するスポーツトレーナーといったトレーナー資格が存在する中で、JASA-ATが社会とどのように関わるのかという視点からの制度化が必要とされる段階である。

第5段階は、これまでの知識と技術を身に付けるためのカリキュラムに、現場実習をカリキュラムに位置づけるなど、経験や実践によって得られる能力を担保するためにカリキュラムを見直したことである。具体的には2005（平成17）年のカリキュラム改定である。民間技

表 1. AT 制度の変遷

	内 容	詳 細
第 1 段階	トレーナーという存在の誕生	トレーナーという存在がコーチから機能分化し専門し始めた。AT という名称が用いられるようになった。
第 2 段階	アスレティックトレーニングを体系的に学ぶ機会の誕生	アメリカ、日本で体系的にアスレティックトレーニングを学び AT の資格を取得する機会が生まれた。
第 3 段階	社会的信頼性の向上	JASA-AT 養成事業が「社会体育指導者の知識・技能審査事業」として事業認定された。
第 4 段階	公的資格付与の廃止	公的資格付与がスポーツ指導者資格に限らず全て廃止された。トレーナー資格の多様化。
第 5 段階	カリキュラム改訂	経験や能力の担保の為、カリキュラムに現場実習が位置づけられた。

能審査事業認定制度廃止後は、JASA-AT が社会とどのように関わるのかという狭義な意味での制度化が必要とされる段階であるといえるが、資格認定の過程を広義に制度と捉え、カリキュラムの充実を図ったといえる。

これらの経過から、ニーズと機能分化、資格認定と制度の社会的信頼性の確保、カリキュラムの充実という点で、広義の制度化は進んだ。しかし、有資格者が増え、公的資格付与としての民間技能審査事業認定制度が廃止され、インフレ資格の性格が強い JASA-AT にとっては、社会とどのように関わるのかという狭義の制度化が必要とされる段階となった。

3) 公認スポーツ指導者制度と JASA-AT の関係

公認スポーツ指導者制度とは、主に資格の種類と役割を規定したものであり、資格を取得することによって、世の中とどのように関わるかを規定したものではない。

指導者の権利として、「本会が発行する指導者向け情報誌及び指導者必携書の購読」「本会及び本会加盟団体が実施する研修事業等への参加資格」「公認スポーツ指導者総合保険制度への加入資格」「公認スポーツ指導者ブレザー等公式需品の購入資格」とあり、公認スポーツ指導者が手にすることができる権利は規定されているが、公認スポーツ指導者がスポーツ指導を

通して世の中とどのように関わる権利と義務があるのか、という点については特に触れられていない。

また、公認スポーツ指導者制度以外に成文化されたものとしては、「公認スポーツ指導者登録規程」「公認スポーツドクター設置要項」「全国スポーツ指導者連絡会議運営規則」「AT 連絡会議運営規則」「スポーツドクター代表者協議会運営規則」「公認スポーツ指導者等表彰要項」「公認体力テスト員規程」があるが、いずれもそれぞれの立場や事業内容を定めたに過ぎず、世の中の社会制度とどのように関わるかを規定したものではない。

さらにいえば、公認スポーツ指導者制度の上位概念となる制度や仕組みとしての、スポーツ制度や社会スポーツ制度なるものは存在しない。1961（昭和 36）年制定のスポーツ振興法においても、スポーツ指導者全般の権利や義務を規定した条文は存在しない。スポーツ指導者に関しては、同法の第 11 条に「国及び地方公共団体は、スポーツの指導者の養成及びその資質向上のため、講習会、研究集会等の開催その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とあるが、資格については言及していない。スポーツ指導者に関する制度といえるものは、同法の第 19 条に「市町村の教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行う

のに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする」とあるように、体育指導委員を法律上定めていることだろう。

公認スポーツ指導者制度は、スポーツの普及・振興を目的とする非インフレ資格を認定する制度としては必要な要件を備えているといえる。しかし、インフレ資格の位置づけや特徴を持った制度設計である JASA-AT に関する制度が、公認スポーツ指導者制度の下位概念として存在しているとはいえない。JASA-AT にとっては、非インフレ資格の総体である公認スポーツ指導者制度に取まらない、資格取得後の権利や利害関係を調整する為の制度が必要であり、さらに業務の独占化と専門性の高さを継続的に高める必要性を制度で担保すべきである。

4) 雇用条件としての JASA-AT

国立スポーツ科学センターでは、「AT 又は理学療法士」の採用に関して、AT は JASA-AT の資格を有するものと定めている。また、Jリーグ規約⁸⁾においては、AT を原則 JASA-AT と定めている。さらに、ジャパンラグビートップリーグ規約⁹⁾においても、チームトレーナーを原則 JASA-AT と定めている。

これらは、有資格者を雇用の条件や優遇措置としている。こういった有資格者の優遇措置や権利といったものの総体としての制度化が必要であろう。

5) JASA-AT の取得方法と制度・資格

一般的に資格の取得方法には、社会人が自分の自由時間を使って資格取得を目指す方法と、資格取得を前提に、課程認定校である大学・専門学校等に入学し、資格取得を目指す方法とがある。JASA-AT は、社会人が教育機関以外で資格を取得する方法と、課程認定校に入学して資格を取得する二つの方法がある。日体協では、前者を「養成講習会」、後者を「講習・試験免除適応コース」と呼んでいる。

(1) 養成講習会

公認スポーツ指導者制度は、非インフレ資格を制度化したものである。基礎知識を前提と

せず、誰でも自分の興味・関心に応じて受講し、資格取得を目指すことができる制度設計である。国民スポーツの普及・振興のために、多くの人が受講し資格を取得すれば、それだけスポーツ界にとって有意義なことである。

一方で、JASA-AT の養成は、当初、プロのトレーナー等を優先して取得させた。その後の新規養成は、年間の受講者が 100 名程度であり、受講にあたっては、都道府県体育協会、中央競技団体からの推薦がなければ受講することができない。これは、特定の競技や地域に偏ることのないようにとの配慮であり、わずかな定員の中でレベルを保つ上で必要な措置であろう。

しかし、都道府県体育協会や中央競技団体が、有資格者の独占業務を制度化している訳ではないことと、移動や転勤等も考えられることから、推薦団体とトレーナー活動が必ずしも永続的に直結するものでもない。資格とは、一般的に個人のものである。JASA-AT を取得することによって、スポーツ界や AT 界へ貢献することはあっても、資格取得によって、推薦団体に対して貢献することを義務付けられるものではない。

養成講習会の受講者選考の過程では、現場における AT としての活動経験の有無を問われる。JASA-AT 養成講習会開催要項によると、「各団体から提出された受講希望経歴書に基づき、本会指導者育成専門委員会 AT 部会において活動実績等を審査の上、受講者を内定し、推薦団体及び本人宛通知する」⁷⁾とある。つまり、経験による「能力」があると見込まれる人に対して、能力は担保した上で、知識と技術の担保を資格によって与えるのである。非インフレ資格としての公認スポーツ指導者制度の中にあつて、活動実績で能力を担保することで、よりインフレ資格としての特徴を強めていることが分かる。

(2) 講習・試験免除適応コース

公認スポーツ指導者制度において、社会人の資格取得を補完するシステムとして、将来資格を取得したいと思った時に学生時代に学んだ科目について免除措置が受けられる「講習・試験

免除適応コース（以下、「免除適応コース」）が、1989（平成元）年からはじまった。免除適応コースとは、一般的に課程認定と同意義で用いられているが、開始時点では、学生時代に資格が取得できるのではなく、将来社会人になってから資格を取得する際の免除措置であり、社会人の資格取得を促すことが前提であった。この免除適応コースは、共通科目の免除から専門科目の免除へと広がり、受験資格が得られる講習免除へと拡充した。これにより、JASA-ATの資格取得に必要なカリキュラムを備えた免除適応コース承認校（課程認定校）で必要な単位を取得することで、卒業時に受験資格を得られるようになった。公認スポーツ指導者制度における免除適応コースは、大学・専門学校に対して同様に開かれており、2009（平成21）年12月現在で、JASA-ATの課程認定校は、大学27校、専門学校31校の計58校となっている。

鍼灸師やマッサージ師といった開業権のある医療系国家資格が取得できる課程認定校に入学することは、その後、治療院で勤務したり、自分で開業することを意味する。同様に多くの若者は、JASA-ATの資格取得が可能な学校に入学し資格を取得することは、ATとして働く機会を得ることと考える。

しかし、JASA-ATはインフレ資格の特徴を持っていたとしても、職業資格でも業務独占資格でも名称独占資格でもないことから、日本型雇用慣行において、新卒での就職に直接影響する資格ではない。

一方で資格取得に求められる知識と技術のレベルは、すでにプロスポーツ等の現場で働くATを優先して取得させたことから分かるように、インフレ資格なみの高度さが要求される。雇用という点においてプロスポーツ等の現場では、単に資格があるだけで採用されることは難しい。知識と技術に加えて求められるのは、何がどのようにできるのかという能力である。その能力とは、経験や現場訓練で身につくものであることから、専門学校卒業時もしくは大学卒業時に、資格を取得したからといっても、ATとして就職することは困難である。

免除適応コースの場合、180時間の現場実

習があるとはいえ、経験や能力の担保は無いまままで、知識と技術で資格認定をしている。養成講習会は、活動実績により能力を担保するなどインフレ資格としての特徴が強いといえるが、免除適応コースでは、公認スポーツ指導者制度としての非インフレ資格の特徴が強い。この二つの資格取得の方法を継続するのであれば、JASA-ATを取得した者が、能力を獲得する機会や、たとえ新卒でなくても職を得る場や機会を制度として提供するべきであろう。

Ⅲ. AT制度の構築

1. AT職能団体の必要性

国家資格や業務独占資格でなければ、スポーツ現場で活動するATに資格は必要ない。しかし、資格には「第三者に対して、知識と技能の証明になる」という側面がある。日本のスポーツ界、AT界が、単に経験や狭い専門性に頼ったATではなく、体系的なカリキュラムを十分に理解した、知識と技能を兼ね備えた人材が担っているということを社会にアピールすることは、今後益々重要であろう。現在、資格を認定している日体協は、ATによって構成される職能団体ではなく、JASA-ATを認定する資格認定団体である。

公認スポーツ指導者制度は、その趣旨からすると、「生涯学習社会・自己実現社会」を背景とした非インフレ資格を養成する枠組みのことであって、構成者の持つ権益を守り、相互の利害を調整することを主な目的とはしていない。

しかし、JASA-ATは、その設立の背景からすると、「教育・雇用」を背景としたインフレ資格の特徴が強い資格であり、「有資格者に対して何らかの権利・特典・独占業務を与える」という機能を持つべき資格である。ATにとっては、ATの持つ権益をいかに守り、いかにAT相互の利害を調整するかを規定しなければいけない。AT制度は、資格取得後を中心に制度化すべきであろう。

本研究では「制度」を「法によって規定されたものではないが、社会関係を円滑にするために、集団の構成者や、その代表者によって規定

されたものを、集団の構成者が了承し、集団の中で拘束力を持つもの」と定義した。この定義における社会関係は「スポーツ界」と置き換えることができ、集団の構成者は「公認スポーツ指導者」と置き換えることができる。さらに、「代表者」は、「日本体育協会」と置き換えることができる。

一方で、「スポーツ界」を「AT界」と置き換え、構成者の「公認スポーツ指導者」を「JASA-AT」と置き換えることができるが、「代表者」の「日本体育協会」を置き換える対象がない。

馬場ら（2007）は、日体協 JASA-AT という資格をいかに認定するかではなく、いかにすれば日本の AT 界が発展するののかという点に焦点を絞り、次の4つを提案した。

- ・認定者・会員を増員すること。
- ・資格認定団体とは別に職能団体を組織化する。
- ・高度継続教育を実現させる。
- ・収益構造を確立させる。

この中で「資格認定団体とは別に職能団体を組織化する」ことに関して、AT界にとってのメリットは「AT界を維持・存続・発展させることが使命・目的となる」と述べた。

つまり、日体協は資格認定団体であり、資格を認定することや、最低限の知識・技術水準を担保することが目的であって、職能業界としての成長や有資格者のフォローアップや能力開発を最優先し積極的に行う団体ではない。日体協にとっては、公認スポーツ指導者養成事業も、国民体育大会をはじめとする事業の中の一つであり、さらに JASA-AT は、資格の背景の異なる公認スポーツ指導者制度に組込まれた一資格に過ぎない。

日体協は、公認スポーツ指導者のメンバーシップ組織ではなく、何より JASA-AT のメンバーシップ組織とは成り得ないことから、JASA-AT の発言が事業や予算に直接反映することはない。そこで、AT 自身が、AT 界の未来を構築するための制度を自ら制定するためには、メンバーシップ制の AT 職能団体が必要である。JASA-AT が公認スポーツ指導者制度の一資格であったとしても、AT の集まりとして

の代表者が必要であり、一人ひとりが発言権・議決権を持って、AT 界の発展について、自ら決断していく機関が重要となる。

2. AT 制度に必要な視点

AT 制度を制度設計するにあたり、これまでの経緯や実績を無視することは得策ではない。つまり、資格認定団体が日体協であることと JASA-AT が公認スポーツ指導者制度の一資格であることは何も変わらない。資格は知識と技術の担保であると割り切り、資格取得後に、プロスポーツ現場や国際競技力向上等で活動できるだけの能力を身に付けるなど、有資格者の権益を守り利害関係者の利害を相互に調整するような制度を、JASA-AT 自身が制定し、関係者と契約関係を結ぶことが重要だろう。

では、JASA-AT にとって必要な、AT 制度とはどのように制度設計されるべきなのであろうか。これまでの考察から制度に盛込むべき内容として、次の視点を提案したい。

- ・業務をいかに独占化するか（有資格者の職への優遇措置、職域の拡大、市場の拡大、スポーツ現場と接点のない免除適応コース修了者が職を得る場や機会の提供を含む）。
- ・高度な専門性と能力の担保（能力を獲得するための現場実習や高度な継続教育を含む）。
- ・社会的信頼度の向上（学術的価値の向上、競技力向上等社会への貢献を含む）。
- ・高等教育機関とスポーツ団体との連携（スポーツ界全体による制度の構築を含む）
- ・アスレティックトレーニングの普及

IV. 結論

本研究は、JASA-AT を「制度」と「資格」の視点から考察し、日本の AT 制度の整備・制定に具体的な示唆を与えることを目的とした。公認スポーツ指導者制度は非インフレ資格の枠組みでありながら、JASA-AT は、インフレ資格としての特徴が強いことから、インフレ資格としての特徴・機能を担保するためにも、AT 制度が必要であると結論づける。

また制度としては、有資格者の権益を守り利害関係者の利害を相互に調整するような制度設計が必要であり、その為にも高度な能力を担保するなど、制度に盛込むべき視点を提示した。これらは、JASA-AT の養成事業が始まり十数年立ったからこそ明らかになったものであり、決してこれまでの取組みを否定したものではない。

今後の課題としては、何より AT 制度を具体的に設計することであり、また AT にとって必要な職能団体の組織設計と経営、事業運営について考察することである。

AT 制度の制定によって、一時的に非インフレ資格の範疇で JASA-AT がインフレ資格としての特徴・機能を果たすことが出来るかもしれない。しかし将来的には、JASA-AT が日体協が認定する一資格であったとしても、公認スポーツ指導者養成事業の枠組みには収まらない、独自の養成システムを構築していくことが重要だろう。制度とは、時代や社会の変化によって移り変わるものである。

- 7) 財団法人日本体育協会 JASA-AT 養成講習会開催要項
- 8) Jリーグ規約(社団法人日本プロサッカーリーグ)
- 9) ジャパンラグビートップリーグ規約(財団法人日本ラグビーフットボール協会)

(2010年11月29日受付)
(2011年1月31日受理)

文 献

- 1) 村井貞夫 (1999) 臨床スポーツ医学～日本におけるアスレティックトレーナーの将来の展望について. Vol.16 No.10 pp1191-1192
- 2) 財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度
- 3) 馬場宏輝・石山信男 (2007) 日本における AT 界の発展に関する提案～特に資格認定団体と業界団体の区別を意識して. 仙台大学紀要 2007, Vol.39, No.1, pp.44-58
- 4) 山本利春 (2002) 日本体育協会公認アスレティックトレーナー制度 保健の科学 第44巻 第12号 pp.896-903
- 5) 柳田雅明 (2004) イギリスにおける「資格制度」の研究. 多賀出版
- 6) 財団法人日本体育協会 (2007) JASA-AT 専門科目テキスト①アスレティックトレーナーの役割